

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の決議を経て、各都道府県ごとに1支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、職業教育・キャリア教育に関する研究及び調査、教育内容の充実・高度化を促進する事業を行うとともに、職業教育・キャリア教育の普及・啓発を通じて生涯学習社会の発展を促し、職業教育・キャリア教育の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 職業教育・キャリア教育に関する調査研究事業
- (2) 教職員の資質向上のための研修事業
- (3) 検定事業
- (4) 学習者のキャリア形成支援事業
- (5) 教育機関の行うキャリア形成支援事業への支援
- (6) 教育機関及び教職員の評価・認定・認証事業
- (7) 教職員及び学生生徒に対する表彰事業
- (8) 安心・安全な環境整備に資する保険事業
- (9) 職業教育・キャリア教育に関する研修・研究への助成
- (10) 出版事業
- (11) 各種情報発信
- (12) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして評議員会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の分配の制限)

第10条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総

数の3分の1を超えないものであること。

- イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ その評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつてこれらの者と生計を一にするもの

(2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の4分の3を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 職員
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任 期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の終了時までとする。

3 第11条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬等

として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の設定及び処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 この法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。定時評議員会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集する者は、評議員会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、評議員会の日の1週間前までに、各評議員に対してその通知を発しなければならない。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から評議員の互選により選任する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、評議員(決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員(決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名が議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第22条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長を一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長を除く理事のうち、副理事長2名、常務理事4名、専務理事1名を一般法人法上の業務執行理事とする。専務理事は、必要に応じて置くことができる。ただし、職務は相互に兼ねることはできない。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、常務理事、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事長はこの法人を代表し、この法人の業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 3 常務理事は理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は常勤役員として理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

6 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第27条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員責任限定契約)

第30条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

なお、責任の限度額は、一般法人法第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(役員親族制限)

第31条 役員のうちには、それぞれの役員について、当該役員、その配偶者及び3親等以内の親族ならびに当該役員と特別の関係のある者が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 前項の特別の関係がある者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 当該役員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該役員の使用人
- (3) 前2号に掲げる者以外の者であって当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (4) 前2号に掲げる者の配偶者
- (5) 第1号から第3号までに掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの

第7章 理事会

(構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事で構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成す

る。

2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に署名又は署名押印する。

(委員会)

第38条 理事長は、第5条各号に定める事業の適切な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この法人は、評議員会の決議によって定款を変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第4条、第5条及び第12条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が解散により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国もしくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に寄附するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第11章 雑則

(細則)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、次に掲げる者とする。
福田 益和
- 4 この法人の最初の副理事長は、次に掲げる者とする。
中村 徹、坪内 孝満
- 5 この法人の最初の常務理事は、次に掲げる者とする。
岡部 隆男、中島 利郎、岡本 比呂志、大橋 啓一
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
井戸 和男、大原 良夫、岡山 保美、小林 光俊、舟本 奨、浦山 哲郎、
成田 守夫、八木 和久、重里 徳太、長川 泰次郎、平田 眞一、氏原 憲二、田中 由視、島袋 永伸

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団

定 款 施 行 細 則

(目的)

第1条 この細則は、定款第44条の規定に基づき、この法人の定款の円滑な施行を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(支部)

第2条 定款第3条の規定により、各都道府県におく支部は別表に定めるところによる。

2 支部は、この法人の事業のうち当該都道府県に係る職業教育・キャリア教育機関の教職員の資質向上のための研究その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うものとする。

(評議員候補者の選考)

第3条 定款第11条に規定する評議員の候補者は、10名以上15名以内の者を評議員の互選により選ばれた3名の評議員が選考し、評議員会に推薦する。

(理事候補者の選考)

第4条 定款第22条第1号に規定する理事の候補者は、15名以上20名以内の者を理事長及び副理事長が選考し、評議員会に推薦する。

(監事候補者の選考)

第5条 定款22条第2号に規定する監事の候補者は、2名又は3名の者を理事長及び副理事長が選考し、評議員会に推薦する。

(理事長・副理事長・常務理事・専務理事の選任と理事長の再任回数)

第6条 定款23条第2項に規定する理事長、副理事長、常務理事、専務理事は、理事の互選により、出席者の過半数の同意により選任する。

2 理事長の再任回数は3回までとする。

3 前任者の任期途中から就任した代表理事の再任回数は、4回までとする。

(委員会の設置)

第7条 定款第38条の規定により、以下の委員会を置く。

- (1) 研究研修事業中央委員会
- (2) 保険事業運営委員会
- (3) 中央試験委員会
- (4) 評価・認証事業運営委員会

(常務理事会)

第8条 理事長が必要と認めたとき、理事長の招集により常務理事会を開催することができる。

2 前項の常務理事会は、理事長、副理事長、常務理事、専務理事及び理事長が特に必要と認める理事を

もって構成する。

- 3 常務理事会で理事会から付託された事項を処理したときは、理事長は次の理事会において報告しなければならない。

補 則

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、理事会の議決を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この細則は、平成25年4月1日から改正施行する。